

学校において予防すべき感染症について

生徒が学校において予防すべき感染症にかかった場合、出席停止の措置をとることになっています。医師の指示により、他へ感染させる心配がなくなり登校を再開する場合は学校において予防すべき感染症による出席停止についてを担任へ提出して下さい。

新型コロナウイルス感染症に係わる出席停止については手続きが異なりますので、その旨を担任に連絡してください。(令和3年1月現在)

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第18、19条)

	感染症の種類	出席停止期間基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染症ごとに定めた出席停止期間の基準のとおり
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 〔 溶連菌感染症 A型肝炎 B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症、 感染症胃腸炎 〕 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

「学校において予防すべき感染症の解説」及び「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年2月1日施行）」